

◆ 高額療養費制度について ◆

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。
保険点数の高い保険手術は高額療養費制度の対象となります。

自己負担限度額の上限（1ヶ月あたり）

所得区分（標準報酬）	自己負担限度額（目安）
ア 月額 83万円以上	約 260,000 円
イ 月額 53万～79万円	約 170,000 円
ウ 月額 28万～50万円	約 90,000 円
エ 月額 26万円以下	約 60,000 円
オ 低所得者（住民税非課税等）	約 36,000 円

※健康保険3割負担の場合の概算

- ・採卵の治療： 約8～20万円
- ・胚移植の治療： 約5～7万円
- ・FT：片側の治療： 約14万円
- ・FT：両側の治療： 約28万円

★月ごとの計算となります

▼ 制度のご利用方法 ▼

マイナ保険証もしくは保険証を持参の上、受付にお申し出ください。

マイナタッチにて登録を行います。

※保険証でも登録が可能です。

受付にお申し出無くマイナタッチを利用されても自動的に適用になりません。



手術当日のチェックインまでに当制度ご利用のお申し出がなかった場合には、従来通り窓口にて自己負担分の治療費(3割負担)を一度全額お支払い頂きます。その場合、ご加入の公的医療保険に申請をしていただきますと、後日保険者より支給されます。

【多数該当】・・・高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間(直近12ヵ月間)で3月以上あったときは、4月目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。還付を受けるには、別途ご自身の申請が必要です。詳しくはご加入の公的医療保険にお問い合わせください。

厚生労働省の高額療養費制度についてのご案内はこちら➡

